

府 食 第 7 0 8 号
令和 2 年 1 0 月 2 7 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋
(公印省略)

食品健康影響評価の結果の通知について

令和 2 年 10 月 20 日 付け 厚生労働省 発生食 1020 第 2 号 をもって 厚生労働大臣 から 食品安全委員会 に 意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

清涼飲料水のうち、原材料の殺菌後に乳酸菌、酵母、発酵乳、又は乳酸菌飲料を混合するもの（以下「乳酸菌等混合飲料」という。）については、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）による改正前の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「旧法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工することについての承認（以下「総合衛生管理製造過程の承認」という。）を与え、同条第 6 項の規定により旧法第 11 条第 1 項の基準に適合した方法による食品の製造又は加工とみなしていた。

本件は、改正法により旧法第 13 条が廃止されたことを踏まえ、改正後の食品衛生法（以下「新法」という。）第 13 条第 1 項（旧法第 11 条が第 13 条に繰り下げられたもの。）の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）を改正し、従来乳酸菌等混合飲料が総合衛生管理製造過程の承認を受ける際に必要とされていた要件を製造基準として、食品、添加物等の規格基準に新たに追加するものである。したがって、これにより人の健康に悪影響を及ぼすとは考え難い。

よって、本件については、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。